

健保該当	健保法第1条該当	
	第三者による事故	
労災該当	(業務上・通勤途上)	

常務理事	事務長	課長	係長	扱者

整理番号

号

※ここより上は健康保険組合で記入します。

負傷原因届

保険証	記号	番号	負傷者氏名	続柄
被保険者氏名		傷病名		
受診した医療機関名	(令和 年 月 日 初診)			
負傷(発症)した日時	令和 年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分頃			
負傷(発症)した時の状況	1. 出勤または退勤途中(寄り道あり・寄り道なし) → 寄り道した場所() 2. 業務中 3. 昼休み及び休憩時間中 4. 社用外出中(出張等) 5. 私用中 6. その他()			
負傷場所	1. 会社内(現場・工場・出向先) 2. 路上 3. 駅構内 4. 自宅 5. その他()			
負傷原因 (負傷した際のご状況を 詳細にご記入ください)				
事故(負傷)の原因が交通事故・ 傷害事故・自転車事故等、 第三者(相手)がいる場合	第三者の行為によるものですか?【 はい・いいえ(自損行為) 】 → 「はい」の場合、相手の氏名()・相手不明 ※ 「はい」の場合、この届の他に「第三者行為による傷病届」も必要です。			
治療経過	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 1. 治癒 2. 治療中 3. 中止			
上記のことをお届けします。 令和 年 月 日 被保険者住所 被保険者氏名 (電話 - -)				

負傷原因届について

この届出は、下記事由の有無の確認の為、提出していただいております。まことにお手数ではありますが、よろしくご協力の程お願い申し上げます。

1. 業務中若しくは通勤災害

該当の場合は労働者災害補償保険法の適用を受けられると思われ、同法の適用を受けられる場合は健康保険法による給付は行われません。(健康保険法第五十五条)

2. 給付の制限

自己の故意の犯罪行為による疾病や負傷、又は故意に疾病や負傷を生じさせた場合は健康保険法による給付は行われません。

(健康保険法第百十六条)

喧嘩や泥酔又は著しい不行跡によって生じた疾病や負傷は健康保険法による給付の一部又は全部が行われません。(正当防衛は除く)

(健康保険法第百十七条)

3. 第三者の行為による負傷等 (交通事故等)

負傷等の原因が第三者の行為による場合、健康保険法による給付を受けたときは保険者(健康保険組合)は給付した価額の限度において、被保険者(被扶養者)の有する損害賠償の権利を取得します。

又、加害者から損害賠償を受けたときはその価額の限度において、健康保険法による給付は行われません。(健康保険法第五十七条)

※第三者の行為による負傷等の場合は、第三者の行為による傷病届を提出して下さい。(健康保険法施行規則第六十五条)

健保該当	健保法第1条該当	
	第三者による事故	
労災該当	(業務上・通勤途上)	

常務理事	事務長	課長	係長	扱者

整理番号

号

※ここより上は健康保険組合で記入します。

負傷原因届

保険証	記号 100	番号 200	負傷者氏名 健保 花子	続柄 妻
被保険者氏名 健保 太郎		傷病名 左足関節捻挫		
受診した医療機関名	けんこう整形外科医院 (令和 △年 △月 △日 初診)			
負傷(発症)した日時	令和 △年 △月 △日(△曜日) 午前・午後 △時 △分頃			
負傷(発症)した時の状況	1. 出勤または退勤途中(寄り道あり・寄り道なし) → 寄り道した場所() 2. 業務中 3. 昼休み及び休憩時間中 4. 社用外出中(出張等) ⑤ 私用中 6. その他()			
負傷場所	1. 会社内(現場・工場・出向先) ② 路上 3. 駅構内 4. 自宅 5. その他()			
負傷原因 (負傷した際のご状況を詳細にご記入ください)	ランニング中に歩道の段差につまづいて転倒し、左足をくじいた。			
事故(負傷)の原因が交通事故・傷害事故・自転車事故等、第三者(相手)がいる場合	第三者の行為によるものですか?【はい・④ いえ(自損行為)】 → 「はい」の場合、相手の氏名()・相手不明 ※ 「はい」の場合、この届の他に「第三者行為による傷病届」も必要です。			
治療経過	令和 △年 △月 △日 ~ 令和 △年 △月 △日 ① 治療 2. 治療中 3. 中止			
上記のことをお届けします。 令和 ×年 ×月 ×日 被保険者住所 横浜市西区北幸1-9-39 被保険者氏名 健保 太郎 (電話 000 - 0000 - 0000)				